

群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令(平成29年9月1日本部訓令甲第12号)

最終改正:平成29年9月1日本部訓令甲第12号

改正内容:平成29年9月1日本部訓令甲第12号[平成29年9月1日]

群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令

平成29年9月1日本部訓令甲第12号

群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令

群馬県警察柔剣道段級審査に関する訓令(平成15年群馬県警察本部訓令甲第17号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、群馬県警察職員の柔道及び剣道の術技を審査し、適正な段級位を授与することにより、その技能の練磨及び向上を図ることを目的とする。

(段級位の種類等)

第2条 この訓令の規定により授与する柔道及び剣道の段級位は1級及び初段から5段までとし、その呼称は段級位に群馬県警察柔道又は群馬県警察剣道を冠したものとする。

(段級位の表示)

第3条 柔道の段級位の表示は、次に掲げる段級位の者についてそれぞれ当該各号に定める着装区分によるものとする。

(1) 初段以上の者 黒色の帯

(2) 1級及び無級の者 白色の帯

(段級位審査の実施)

第4条 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、柔道及び剣道の段級位の審査(以下「段級位審査」という。)を毎年1回以上実施するものとする。

2 教養課長は、段級位審査を実施する場合は、あらかじめ、期日、場所その他受審に関し必要な事項を所属長に通知するものとする。

3 段級位審査の審査員は、教養課長が指名し、又は委嘱した者とし、その数は、段級位審査ごとに、次表に掲げるとおりとする。

	段級位	審査員数
柔道	1級及び初段から5段まで	3人
剣道	1級	3人
	初段から3段まで	5人
	4段及び5段	6人

(受審資格)

第5条 段級位審査を受審しようとする者は、受審しようとする段級位審査ごとに、次表に掲げる資格を満たさなければならない。

	段級位	資格
柔道	1級	採用後3か月以上修行した者
	初段	1級受有者
	2段	初段受有後3年以上修行した者
	3段	2段受有後4年以上修行した者
	4段	3段受有後5年以上修行した者
	5段	4段受有後6年以上修行した者
剣道	1級	採用後3か月以上修業した者
	初段	1級受有者
	2段	初段受有後1年以上修業した者
	3段	2段受有後2年以上修業した者
	4段	3段受有後3年以上修業した者
	5段	4段受有後4年以上修業した者

(受審の申請)

第6条 段級位審査を受けようとする者は、所属長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けた所属長は、当該申請に係る者が適任であると認めた場合は、段級位審査受審者名簿(別記様式)を教養課長に提出するものとする。

(段級位審査の審査科目等)

第7条 柔道の段級位審査の審査科目及び合格基準については柔道段級位審査実施要領(別表第1)のとおりとし、剣道の段級位審査の審査科目及び合格基準については剣道段級位審査実施要領(別表第2)のとおりとする。

(特別措置)

第8条 公益財団法人講道館又は一般財団法人全日本剣道連盟に認定された段位を受有している者は、この訓令に定める当該段級位審査に合格したものとみなす。

(合否の管理)

第9条 教養課長は、段級位審査の合否について、所属長を経て、受審者に通知するものとする。

2 教養課長は、段級位審査の合格状況について、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令(平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号)に規定する適用業務に登録し、管理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の群馬県警察柔剣道段級審査に関する訓令の規定により段級審査に合格した者は、この訓令の規定により合格したものとみなす。

別表第1(第7条関係)

柔道段級位審査実施要領

段級位	審査科目	合格基準
1級	礼法、受け身及び約束練習	基本動作である礼法、受け身及び約束練習を習得した者
初段	試合並びに投の形のうち手技、腰技及び足技	試合の得点が3点以上で、かつ、投の形が良好なる者
2段	試合及び投の形	試合の得点が3点以上で、かつ、投の形が良好なる者
3段	試合及び固の形	試合の得点が3点以上で、かつ、固の形が良好なる者
4段	試合及び柔の形	試合の得点が3点以上で、かつ、柔の形が良好なる者
5段	試合及び極の形	試合の得点が3点以上で、かつ、極の形が良好なる者

備考 試合の得点は、次のとおりとする。

- 1 2階級以上上位段者に対する「勝ち」 2.0点
- 2 1階級上位段者に対する「勝ち」 1.5点
- 3 同段者に対する「勝ち」 1.0点
- 4 1階級下位段者に対する「勝ち」 0.5点
- 5 2階級下位段者に対する「勝ち」 0.3点
- 6 2階級以上上位段者に対する「引き分け」 1.0点
- 7 1階級上位段者に対する「引き分け」 0.75点
- 8 同段者に対する「引き分け」 0.5点

別表第2(第7条関係)

剣道段級位審査実施要領

段級位	審査科目	合格基準
1級	剣道の基本及び木刀による剣道基本技 稽古法の基本1から9まで	剣道の基本を修習し、技量相当なる者
初段	実技及び日本剣道形太刀の形3本	剣道の基本を修習し、技量良なる者
2段	実技及び日本剣道形太刀の形5本	剣道の基本を修得し、技量良好なる者
3段	実技及び日本剣道形太刀の形7本	剣道の基本を修練し、技量優なる者
4段	実技並びに日本剣道形太刀の形7本及び小太刀の形3本	剣道の基本と応用を修熟し、技量優良なる者
5段	実技並びに日本剣道形太刀の形7本及び小太刀の形3本	剣道の基本と応用に鍛錬し、技量秀なる者



別記様式(第6条関係)

### 別記様式（第6条関係）

号日月年

警務部教養課長 殿

## 所屬長

(柔道) 段級位審查受審者名簿  
(劍道)